

# 隣り合う土地 売る人も！買う人も！

補助金  
最大 **50** 万円

「狭い」「再建築ができない」など  
単独では流通しにくい土地を  
隣地と一体化して使うことで、  
使われていない土地の有効活用や  
ゆったりとした住まい方を応援するため、  
売買にかかる不動産仲介手数料や登記費用等を補助します。

# 空き地活用応援制度 | 隣地統合型

主な要件 令和4年4月に要件を見直しました

次のいずれかを含む隣地統合であること

- 狭小地等 平成30年10月時点で100㎡未満の土地
- 無接道地 建築基準法第42条第1項・第2項の「道路」に2m以上接していない土地



詳しくはこちら

隣地統合する土地は次のすべてを満たすこと

- 原則宅地(通路は除く)
- 土地どうしが2m以上接している
- 建物がある場合はその建物も購入する
- 統合後10年間は一体として利用すること。  
ただし、100㎡以上/筆になるように分筆することは可

対象者	買主	売主
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産仲介手数料</li> <li>所有権移転登記等の費用</li> <li>合筆に必要な測量・明示・登記費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産仲介手数料</li> <li>売却に必要な測量・明示・登記費用</li> </ul>
補助金額	最大50万円	最大50万円



すまいるネットに相談

交付申請

令和5年1月31日まで  
※予算がなくなり次第終了

交付決定通知  
受取



交付決定前に売買や対象事業の契約を結んでしまうと、補助対象とすることができません。  
必ず契約前に、時間の余裕を持ってご相談ください。

補助金受取

実績報告

令和5年3月31日まで

売買代金や  
登記費用等の支払い

売買や  
登記等の契約

## 例えばこんな使い方

法人でもOK

例1 隣の狭い空き地を購入して、  
駐車場や庭に



例2 無接道地を含む一角を購入して、  
広い戸建を新築



古い家の解体には  
解体補助も使えるかも



最大100万円



問合せ・申請窓口

☎ 078-647-9933

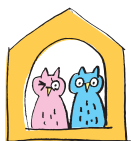
FAX 078-647-9912

〒653-0042

兵庫県神戸市長田区二葉町5-1-1 アスタくにつか5番館2階

受付時間 10:00~17:00(水曜・日曜・祝日を除く)

すまいるネット 神戸 検索



神戸市すまいの総合窓口  
すまいるネット



HPはコチラ